

## 奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、奈良県総合医療センター（以下、「当センター」という。）が、職員定期健康診断等業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要等

#### (1) 業務名

奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務

#### (2) 発注者

地方独立行政法人奈良県立病院機構

奈良県総合医療センター 院長 菊池 英亮

#### (3) 業務の内容

当センターに勤務する職員等を対象とした職員定期健康診断等業務全般

#### (4) 履行場所

名称：奈良県総合医療センター

住所：奈良市七条西町2丁目897-5

#### (5) 委託期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日

ただし、契約締結日から運営委託開始までの期間を準備期間とする。

この期間に要する一切の費用は受託者の負担とする。

### 3 応募資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- (3) 平成25年4月1日以降において、国、地方公共団体又は独立行政法人等と巡回による健康診断の業務に関する契約を締結、又は100床以上の病院職員の健康診断の業務に関する契約を締結し、各々これらを誠実に履行した実績を有する者であること。
- (4) 業務運営に際し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (5) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）

でないこと。

- (6) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

#### 4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記3の応募資格に定められた要件を具備していない場合。
- (2) 複数の企画提案書類を提出した場合。
- (3) 提出のあった企画提案書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない場合。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があった場合。
- (5) 受付期限までに企画提案書類等、所定の書類が整わなかった場合。
- (6) その他、当センターが不正な行為があったと判断した場合。

#### 5 手続等

- (1) 問い合わせ先及び提出先

〒630-8581

奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター 総務課

電話番号 0742-46-6001（内線2442、2414）

メールアドレス [sogo@nara-pho.jp](mailto:sogo@nara-pho.jp)

- (2) 参加申請書の提出

ア 提出期限 持参の場合、平成31年1月31日（木）午後5時まで

郵送の場合、平成31年1月31日（木）午後5時必着

イ 提出先 上記（1）提出先に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。

なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（1）提出先と事前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、上記（1）提出先に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

① 参加申請書（第1号様式）

② 会社概要（第2号様式）

③ 実績一覧表（第3号様式）

平成25年4月1日以降において、国、地方公共団体又は独立行政法人等と巡回による健康診断の業務に関する契約を締結、又は100床以上の病院職員の健康診断の業務に関する契約を締結し、各々これらを誠実に履行した実績を3件記入すること。

④ 法人の登記事項全部証明書 ※3ヶ月以内に交付されたもの

⑤ 定款（写）・法人等の運営及び組織に関する書類（パンフレット可）

⑥ 直近3ヶ年の収支決算書（写）

⑦ 納税証明書 ※3ヶ月以内に交付されたもの

オ 提出部数 1部

カ 参加資格確認通知

当該参加申請書の提出者全員に、平成31年2月1日（金）を目途に参加資格確認通知を発送するものとする。

キ 辞退の場合の届出

参加申請書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（第9号様式）を持参又は郵送にて、上記（1）提出先まで提出すること。

なお、その際の提出期限は、平成31年2月15日（金）までとし、提出方法は上記（2）ウに準じる。

（3）資料貸与

ア 受取期間 平成31年1月18日（金）～31日（木）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く）。ただし、平成31年1月31日（木）は午後3時までとする。なお、資料貸与を希望する者は、希望日時を上記（1）問い合わせ先に事前に電話にて連絡すること。

イ 受取場所 奈良県総合医療センター

ウ 貸与資料

① 配置図

② 平面図

エ 留意事項

資料貸与当日は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」（第4号様式）及び「貸与資料受領証」（第5号様式）に必要事項を記入・押印した上で、持参すること。なお、貸与資料は、企画提案書類の提出期限までに当センターまで返還すること。

(4) 質問及び回答

ア 提出期限 平成31年2月5日（火）午後5時必着

イ 提出方法 応募者で、質問がある場合は、「質問書」（第6号様式）に必要事項を記入し、上記（1）提出先に電子メールにて提出すること。他の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

なお、件名に【奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務への質問】と明記し、メール送付後、必ず電話にて到着確認を行うこと。

ウ 回答方法 受付期間内に受理した質問内容と併せて、上記（2）の参加申請書提出者全員（プロポーザル参加資格を有する者に限る）に平成31年2月12日（火）を目途に、担当者メールアドレス宛に電子メールにて回答する。なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けないものとする。また、質問の回答は、本公示等の追加又は修正とみなすものとする。

(5) 企画提案書類の提出

参加資格を有すると認められた者は、下記により必要な書類を提出すること。

ア 受付期間 持参の場合、平成31年 2月13日（水）  
～20日（水）午後5時まで  
郵送の場合、平成31年 2月13日（水）  
～20日（水）午後5時必着

イ 提出先 上記（1）提出先に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)。なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（1）提出先と事前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、上記（1）提出先に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

企画提案書類は、「奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務仕様書」を踏まえ、次の項目を記述した上で提出すること。

① 企画提案書（第7号様式）

- (ア) 健康診断等内容の専門性・精度管理・実施体制
- (イ) 個人情報・プライバシー保護に対する考え方
- (ウ) 安全管理に関する考え方
- (エ) 統計作業への協力・検診結果報告
- (オ) 検診後の職員への健康管理フォロー、未受診者への対応等
- (カ) 委託費請求に関する考え方

② 見積書（第8号様式）

別紙「奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務見積条件」をもとに、年間委託費総額、定期健康診断（一般健診）、胸部検診、電離放射線業務従事者健診、有機溶剤業務従事者健診、前立腺がん検査、B型肝炎検査、C型肝炎検査、麻疹・風疹・ムンプス・水痘抗体検査、Tスポット検査それぞれ1人あたりの単価を算出し提出すること。

オ 提出部数 11部（正本1部、副本10部）

提出にあたっては、【提出書類の作成要領】を熟読の上、間違い等がないようにすること。

カ その他

1事業者につき1提案とし、原則再提出は認めない。

(6) 選定の手順及びスケジュール

平成31年	1月18日（金）	公告
	1月31日（木）	参加申請書の提出期限
	2月1日（金）	参加資格確認通知（予定）
	2月5日（火）	質問書の提出期限
	2月12日（火）	質問に対する回答（予定）
	2月13日（水）	
	～ 20日（水）	企画提案書類の受付期間
	2月15日（金）	辞退届の提出期限
	3月5日（火）	プレゼンテーションの実施（予定）
	3月6日（水）	選定結果の通知（予定）

6 選定方法等

(1) 選定方法

選定にあたっては、当センターが設置する選定審査会において、別表「奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務に係る公募型プロポーザル評価基準」に基づき、提案の妥当性や見積価格など総合的に応募者の業務実施能力を審査し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

応募者によるプレゼンテーションは、平成31年3月5日（火）を予定しているが、日時、場所等の詳細については別途連絡する。

ア 当日の出席人数は3名以内とする。

- イ プレゼンテーションに係る想定時間は、説明時間15分、質疑応答10分の計25分程度とする。
- ウ プレゼンテーションは、参加申請書の受付順に行う。
- エ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施することとし、当日の資料追加は認めない。  
また、プロジェクターの使用は可とするが、映写データは企画提案書のみとし、シート・データの追加及び修正は不可とする。

## (2) 選定結果の通知

選定結果は、平成31年3月6日（水）を目途に企画提案書提出者全員に対して文書で通知する。

## (3) 契約の締結

選定の結果、最優秀提案者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとし、具体的な業務内容及び金額について当センターと協議し、合意に達した場合に契約を行う。また、選定された最優秀提案者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合、及びその他の理由において最優秀提案者との契約が締結できない場合は、最優秀提案者の優先交渉権を取り消し、次点者を契約相手方とし、契約交渉を行う。

## (4) 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者が次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ 本契約に係る下請契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記カに該当する場合を除く。)において、当センターが当センターとの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

## (5) 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記(4)のアからキまでのいずれかの事由に該当すると認められるとき又は本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

なお、上記(4)中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

## 7 その他

- (1) 応募者は、当センター及び第三者が所有する土地に無断で侵入し、調査等を行わないこと。
- (2) 企画提案書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された企画提案書類は返却しない。また、原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (4) 企画提案書類提出後、当センターの判断で提出者に補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された企画提案書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (6) 選定結果として、企画提案書類を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行う場合、及び県民等から情報公開の請求に応じて企画提案書類の情報開示を行う場合がある。ただし、参加者の正当な利益が害されるおそれがあると当センターが認めた箇所（ノウハウ、人事等に係る情報等）については非公開とする。
- (7) 募集及び契約については、当センターの都合により中止することがある。
- (8) 契約後において、書類提出後に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。